

○赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱

平成23年3月22日

告示第15号

(目的等)

第1条 この告示は、市の産業を支える多彩な業種業態の市内中小企業に対し、インターネットを活用したホームページの新規作成及び開設に係る初動期及びホームページの変更を支援することにより、情報化を促進し、経営基盤の強化に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、予算の範囲内において、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、この告示に定めるもののほか、赤磐市補助金等交付規則（平成17年赤磐市規則第56号。以下「交付規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する法人又は個人事業者であつて、法人にあつては市内に本店登記を有し、かつ、市内に事業所を置く者を、個人事業者にあつては、市内に事業所を置く者をいう。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業者を除く。）

(2) ホームページ インターネットで使われるWWWシステムに提示する画面

(3) コンテンツ ホームページを作成する際に必要な静止画・動画、音等の素材及びサービスの内容又は中身

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助金交付対象者」という。）は、市税を滞納していない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内中小企業者

(2) 市内中小企業者によって組織された同業者組合、商店会、異業種交流団体等の商工団体

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が市内産業の育成及び振興を図るため必要があると認める事業者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に係る経費は、次の各号に掲げるもの（第3号から第7号までは、開設にかかる初動期費用（新たにホームページを開設する場合）のみとする。）とする。ただし、通信経費、パソコン等ハードウェアの購入に要する

経費等は対象としない。

- (1) 新たに開設するホームページのコンテンツ制作費用
- (2) 既に開設しているホームページのコンテンツ変更費用
- (3) プロバイダー契約料
- (4) サーバー契約料
- (5) 新規回線加入費
- (6) 独自ドメイン取得料
- (7) ホームページ作成ソフト購入費
- (8) その他市長が適当と認める経費

2 前項第1号及び第2号に規定するコンテンツは、販売等を直接の目的とするもの及び主たる事業活動に該当しないものを含まないものとする。また第2号にあつては、大幅な変更に限るものとする。

(補助金交付額)

第5条 補助金交付額は、5万円を限度に経費の2分の1を補助する。

2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

3 同一補助金交付対象者に対する補助金の交付は、年度にかかわらず、新規作成及び変更各1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業開始前に、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を決定し、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付申請前に支払った経費については補助対象外とする。

3 市長は補助金の交付を不相当と認めるときは、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定の内容に不服があり、補助金の交付申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金辞退届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

ない。交付決定の前に申請を取り下げようとするときも同様とする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定事業者」という。）は、補助対象事業の内容の全部又は一部を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業変更等承認書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定事業者は、補助対象事業が完了したときは、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金事業実績報告書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助決定事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助決定事業者は、補助金の支給を受けようとするときは、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助決定事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助決定事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか、法令又はこの告示の規定に基づく命令若しくは補助金の交付決定の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金取消通知書（様式第10号）により、補助決定事業者に通知するもの

とする。

(補助金の効果調査)

第15条 市長は、第13条の規定により補助金を交付した補助決定事業者に対し、事業効果の調査等を行うことができる。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合で、当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助決定事業者はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付申請書

年 月 日

赤磐市長 様

企業等名称  
所在地  
代表者名 印  
電話番号

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金の交付を受けたいので、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき次のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の内容  
別紙 赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業 事業計画書のとおり
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金交付申請額
  - (1) 補助対象事業に要する経費 円
  - (2) 補助金交付申請額 円
- 3 添付書類
  - (1) 市税の完納証明書
  - (2) ホームページの作成に係る見積書の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類

年度 赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業 事業計画書(変更)

1 事業者の概要

所在地	〒				
企業名					
代表者	役 職			氏 名	
創業日	年 月 日	資本金	万円	従業員数	人
業 種				主製造品 主取扱品	
連絡担当者	役 職			氏 名	
	T E L			F A X	
	E-mail				

2 事業計画

事業の目的	
ホームページの内容	
事業完了予定日	年 月 日

3 事業経費

(単位：円)

補助対象経費区分	事業費	負 担 区 分		積 算 明 細
		補助金申請額	自己負担額	
合 計				

備考 助成対象はページ作成及びシステム構築に係る費用のみです。(サーバー借上料等は対象外)

様式第2号(第7条関係)

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付決定通知書

第 号

企業等名称

所在地

代表者名

様

年 月 日付けで申請のあった赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

赤磐市長

印

記

1 補助対象事業の内容

別紙 赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業 事業計画書のとおり

2 補助対象事業に要する経費及び補助金交付決定額

(1) 補助対象事業に要する経費 円

(2) 補助金交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 補助対象事業等の内容、経費の配分又は計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業等を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第3号(第7条関係)

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金不交付決定通知書

第 号

企業等名称

所在地

代表者名 様

年 月 日付で申請のあった赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金の交付については、次の理由により不交付とすることと決定したので、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

赤磐市長 印

記

不交付の理由



様式第4号(第8条関係)

年 月 日

赤磐市長 様

企業等名称  
所在地  
代表者名 印  
電話番号

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金辞退届

年 月 日付け、で申請いたしました(第 号で交付決定のあった、)  
赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金について、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の辞退届を提出します。

記

1 辞退理由

2 辞退金額 円

3 申請額(又は交付決定額)

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

赤磐市長 様

企業等名称  
所在地  
代表者名 印  
電話番号

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業変更等承認申請書

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金について、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、申請します。

記

- 1 補助対象事業の変更内容  
別紙 赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業 事業計画書(変更)のとおり
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金交付決定額
  - (1) 補助対象事業に要する経費

変更前	円
変更後	円
  - (2) 補助金交付決定額

変更前	円
変更後	円
- 3 変更の理由
- 4 変更の年月日
- 5 添付書類  
市長が必要と認める書類
- 6 交付条件
  - (1) 補助対象事業等の内容、経費の配分又は計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助対象事業等を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助対象事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第6号(第9条関係)

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業変更等承認書

第 号

企業等名称

所在地

代表者名

様

年 月 日付け、第 号で変更承認申請のあった赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業について、次のとおり承認することに決定したので、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

赤磐市長

印

記

1 承認の内容

(1) 変更に伴う事業の内容

別紙赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業計画書(変更)のとおり

(2) 変更に伴う交付決定の額

変更前 円

変更後 円

2 承認にあたっての指示事項

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

赤磐市長 様

企業等名称  
所在地  
代表者名 印  
電話番号

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け、第 号で交付決定(変更承認)のあった赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金の事業実績について、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、報告します。

記

1 補助対象事業の内容

別紙 赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業 事業報告書のとおり

2 補助対象事業に要した経費及び補助金実績額

- (1)補助対象事業に要する経費 円  
(2)補助金実績額 円

3 添付書類

- (1)ホームページの作成に係る領収書の写し  
(2)ホームページ(変更にあつては、変更後のホームページの全ページの写し)  
(3)変更内容の確認できるもの  
(4)その他市長が必要と認める書類

年度 赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業 事業報告書

1 事業者の概要

所在地	〒				
企業名					
代表者	役 職			氏 名	
創業日	年 月 日	資本金	万円	従業員数	人
業 種				主製造品 主取扱品	
連絡担当者	役 職			氏 名	
	T E L			F A X	
	E-mail				

2 事業実績

事業の目的	
ホームページの内容	
事業完了日	年 月 日

3 事業経費

(単位：円)

補助対象経費区分	事業費	負 担 区 分		積 算 明 細
		補助金申請額	自己負担額	
合 計				

備考 助成対象はページ作成及びシステム構築に係る費用のみです。(サーバー借上料等は対象外)

様式第8号(第11条関係)

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

企業等名称  
所在地  
代表者名 様

赤磐市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金の額を 円に確定したので、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知する。

様式第9号(第12条関係)

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付請求書

年 月 日

赤磐市長 様

企業等名称  
所在地  
代表者名 印  
電話番号

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 請 求 額 円(補助金確定額 円)

2 補助金確定通知書の写し

3 振 込 先

- (1)金融機関名
- (2)口座種類
- (3)口座番号
- (4)口座名義人

様式第10号(第14条関係)

赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金取消通知書

第 号

企業等名称

所在地

代表者名 様

年 月 日付け、第 号で交付決定(変更等承認)した赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金について、次のとおり取消することに決定したので、赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

年 月 日

赤磐市長 印

記

1 取消理由

2 取消金額 円



様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第12条関係)

様式第10号 (第14条関係)